

塩谷町高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

～支え合う あたたかな地域づくりをめざして～



概要版

令和6年3月
栃木県 塩谷町

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、創設から23年が経過し、これまで高齢者人口や要介護高齢者の増加に伴う、介護保険サービスの利用拡大など、高齢者の生活等に関わる各種動向の推移に合わせて様々な対応が行われてきました。

その一方、日本の人口は平成20(2008)年をピークに、以降は減少が続いています。年齢層で最も多い、いわゆる「団塊の世代」は、令和7(2025)年に75歳以上の後期高齢者となり、認知症をはじめ介護を必要とする人の増加が予測されています。

これまでサービス基盤や人的基盤の整備で、見据えるべきとされてきた令和7(2025)年を計画期間中に迎えることとなる第9期計画では、さらにその先、「生産年齢人口の急激な減少」や「介護人材の不足」、「社会保障費の増大」が懸念される令和22(2040)年を見据え、中長期的な視点で「地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組んでいくことが必要となります。

本計画は介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、令和7(2025)年、令和22(2040)年の将来の姿などを見据え、計画期間である令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。本計画のもと、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実現に取り組みながら、制度の持続可能性を確保していくことができるよう、中長期的な視点に基づく地域づくりを推進します。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく『老人福祉計画』と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく『介護保険事業計画』を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間とします。

また、団塊の世代が75歳となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点を持つものです。

なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

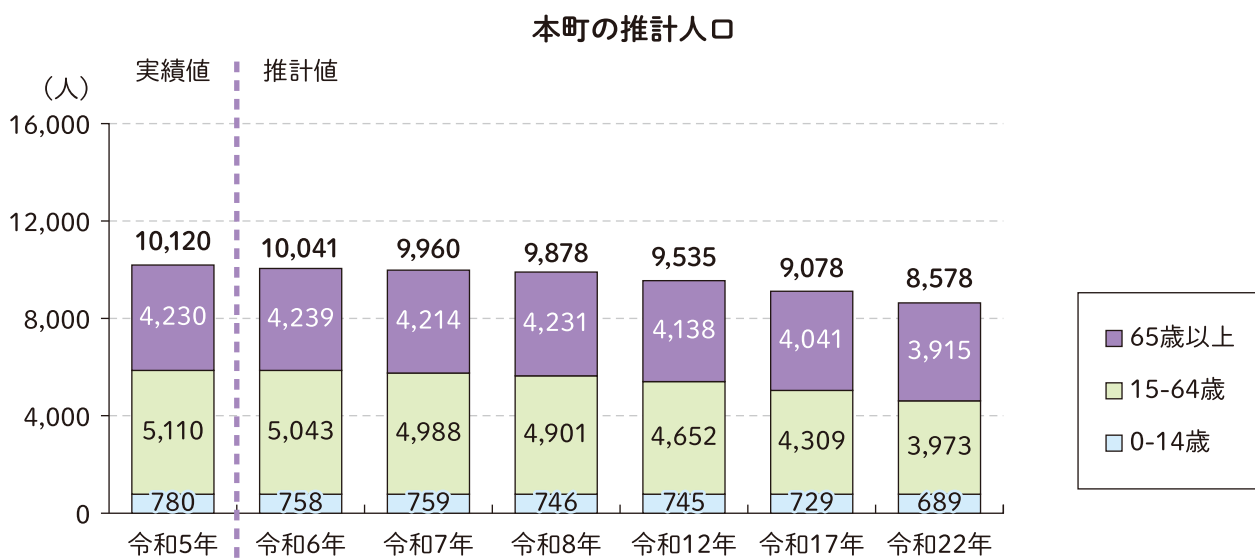


今後の高齢者の状況

▼ 1. 総人口の将来推計

推計人口をみると、総人口は年々減少し、計画最終年の令和8(2026)年には9,878人となることが見込まれます。

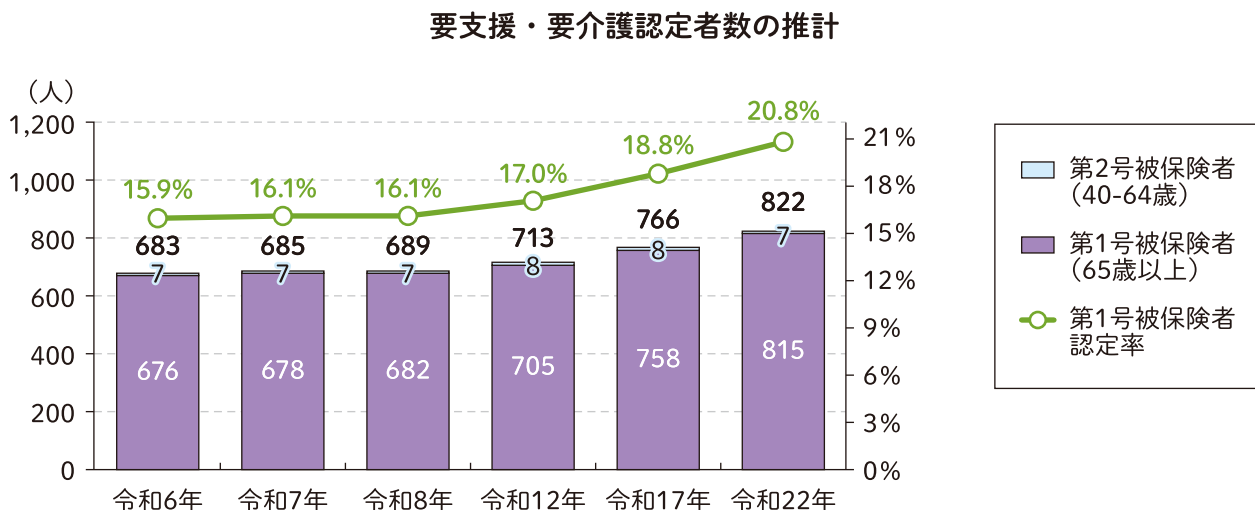
人口構成比では高齢化率は増加を続け、令和8(2026)年には42.8%となり、令和22(2040)年には45.6%に達する見通しです。



資料:住民基本台帳(過去5年10月1日時点)をもとにコーホート要因法による推計

▼ 2. 要支援・要介護認定者の推計

本町の要支援・要介護認定者数の推計をみると、計画最終年の令和8(2026)年には689人となり、第1号被保険者認定率は16.1%となることが見込まれます。それ以降は増加傾向が見込まれ、令和22(2040)年には822人で第1号被保険者認定率は20.8%となることが見込まれます。



資料:地域包括ケア「見える化」システム

基本理念

支え合う あたたかな地域づくりをめざして

本計画は令和22(2040)年を見据えた中長期的な計画のため、第9期計画においても引き続き基本理念を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを一体的に提供するための地域包括ケアシステムの進化・推進をしていきます。



基本目標

基本理念の実現、地域包括ケアシステムの進化・推進に向け、4つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標1

“にこにこ”健康づくり

- (1) 生きがいづくり・社会参加の促進
- (2) 介護予防の取組の推進
- (3) 健診・検診・保健事業等の実施

基本目標2

“思いやり”のあるまちづくり

- (1) 地域包括支援センターによる総合的な相談・支援
- (2) 高齢者の安全確保
- (3) 高齢者の虐待防止と権利擁護
- (4) 高齢者の安心の住まいと生活空間の確保

基本目標3

“ほっとなこころ”の地域づくり

- (1) 高齢者の生活を支える体制の強化
- (2) 生活支援サービスの提供
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
- (5) 家族介護の支援
- (6) 地域共生社会に向けた取組

基本目標4

“自立いきいき”環境づくり

- (1) 日常生活圏域の設定
- (2) 第9期における介護サービス基盤の整備
- (3) サービスの質の向上と利用者支援の充実
- (4) 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進
- (5) 介護事業所等との連携による災害や感染症対策の推進

【基本目標1】“にこにこ”健康づくり

町ではこんなことに取り組みます！

▼ 地域のサロン活動の充実

介護予防ボランティア養成講座修了者や民生委員等を中心として、住民主体の集いの場である「地域サロン」を展開しており、令和5（2023）年現在で14の団体が運営しています。高齢者が自力で行くことのできる身近な地域の集いの場である「地域サロン」の運営の充実化を支援していきます。

▼ 介護予防教室（火曜サロン・すいすい教室・きんきん教室）の実施

65歳以上の方を対象に、週に1回レクリエーションや体操を行う介護予防教室を実施するとともに、介護予防に関する普及啓発を行っています。大宮地区では「火曜サロン」、船生地区では「すいすい教室」、玉生地区では「きんきん教室」を実施しており、新たな地域の担い手であるボランティアを中心に運営されています。

事業を継続するとともに、参加の促進を図るための周知に力を入れていきます。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健やかに住み続けられるための一助になるような事業を展開していきます。

▼ しおやまち元気サポーター（介護予防ボランティア、生活支援サポーター）の育成事業

介護予防に関する知識や技術を身につけ、地域のサロン活動や生活支援事業の支援者となるサポーターの育成やフォローアップに取り組んでいます。住民主体の集いの場や訪問事業を推進していくため、高齢者や住民といった介護予防に資するサポーターの育成やフォローアップに引き続き取り組んでいきます。

実績と見込み

	第8期実績値			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域のサロン数(か所)	11	12	14	15	15	15
介護予防教室延参加人数(人)	1,577	2,044	2,100	2,100	2,100	2,100
しおやまち元気サポーター 講座受講者数(人)	60	88	80	80	80	80

【基本目標2】“思いやり”のあるまちづくり

町ではこんなことに取り組みます！

▼ 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターにおいて、高齢者及び家族等からの相談への対応を図るとともに、権利擁護や介護予防サービスの利用につなぐための調整を行っています。また、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、包括的・継続的ケア体制の充実を図るため、主治医・ケアマネジャーとの協働や地域の関係機関との連携に努め、ケアマネジメントの後方支援を行っています。

今後も相談の増加が予想されるため、地域包括支援センターの周知に努め、情報提供・相談対応を図るとともに、積極的に地域へ出向き、生活支援へ結びつけていく活動を行います。地域包括ケアの総合拠点として様々な課題に対応していくため、他機関へつなぐことも多いことから、普段から顔の見える関係を構築していきます。また、継続的に安定した事業実施につなげるために実施する事業の自己評価を行い、質の向上に努めます。

実績と見込み

	第8期実績値			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談数(件)	461	512	550	550	550	550
権利擁護相談数(件)	22	27	30	30	30	30
包括的・継続的ケアマネジメント 支援数(件)	91	98	100	100	100	100
介護予防支援ケアマネジメント 数(件)	820	795	790	790	790	790

▼ 防災・災害時支援体制の充実

ひとり暮らしや高齢者世帯を対象に、災害時に支援を必要とする方を把握し、支援を必要とする方とそれを支援できる方や、避難場所を確保します。現状では、民生委員により災害時における基本事項調査と、要支援者の把握を行っています。

今後、令和2(2020)年3月に策定した「塩谷町地域防災計画」に基づき、医療情報や連絡先情報等、緊急連絡情報の共有による支援体制づくりに努めます。また、要支援者の把握した状況の有効活用を図るため、要支援者台帳の整備に取り組みます。

▼ 社会参加しやすいまちづくり

高齢者が不自由なく外出でき、積極的に社会参加できるよう高齢者の移動手段の確保に努めます。現在運行をしているデマンド交通のさらなる利便性の検討や、町民が担い手となる新たな移送サービスを含め、地域の移動手段のあり方を検討していきます。

また、民間事業所による福祉有償運送サービスを活用するなど、高齢者が安全に移動しやすい交通網の環境整備を推進します。

【基本目標3】“ほっとなこころ”の地域づくり

町ではこんなことに取り組みます！

▼ 生活支援体制整備事業

生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置により、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図っています。

日常生活の「困りごと」に寄り添った生活支援の仕組みが高齢者の生活を支えていくうえで重要なことから、高齢者が地域の仕組みから取り残されないような方策を生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体において検討を重ね、本町の実情にあった支援体制の充実化を図っていきます。

▼ 認知症及び認知症ケアパスの普及

地域住民を対象として、認知症に対する理解や知識を普及するため、講演会やシンポジウムを実施しています。

認知症に対する理解や知識を普及するため、講演会やシンポジウムを開催するとともに、発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障がい の進行状況に合わせ、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受ければよいか分かる認知症ケアパスを作成しその普及を図ります。

▼ 地域共生社会の実現に向けた体制整備

介護、障がい、子育てなどの各分野を包括的に支援する体制を整備していく等、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

地域共生社会の実現を図るため、地域包括支援体制の構築を目指し、検討していきます。

実績と見込み

	第8期実績値			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター数(人)	2	4	2	3	3	3
講演会等開催回数(回)	1	1	1	1	1	1
検討会開催回数(回)	1	1	2	3	5	7

【基本目標4】“自立いきいき”環境づくり

▼ 介護サービス基盤の整備

令和5(2023)年10月末日現在、町内においては、居宅介護支援が5事業所、居宅サービスが11事業所、地域密着型サービスが6事業所、施設サービスが3事業所あり、制度開始から本町のサービス基盤の整備が進展しています。

令和5年10月末日現在

サ ー ビ ス 区 分	事 業 所 数
居宅介護支援(介護予防支援)	5 事業所
居宅サービス(介護予防サービス)	11 事業所
訪問介護	1 事業所
訪問看護	1 事業所
訪問リハビリテーション	1 事業所
通所介護	2 事業所
通所リハビリテーション	1 事業所
短期入所生活介護	3 事業所
短期入所療養介護	2 事業所
地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス) ※原則、本町住民の方のみが利用可	6 事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 事業所
地域密着型通所介護	1 事業所
小規模多機能型居宅介護	1 事業所
グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	2 事業所
小規模特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	1 事業所
施設サービス	3 事業所
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	1 事業所
老人保健施設(介護老人保健施設)	1 事業所
介護医療院	1 事業所

所得段階の区分及び乗率について算定した基準保険料は、下表のとおりです。

所得段階	対 象 者	基準額に対する割合	第9期年額【月額】
第1段階	生活保護被保護者等・世帯全員が町民税非課税の方(老齢福祉年金受給者等及び本人年金収入等80万円以下)	×0.455 (0.285)	32,700円 (20,500円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下)	×0.685 (0.485)	49,300円 (34,900円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方(第2段階に該当しない方)	×0.69 (0.685)	49,600円 (49,300円)
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)	×0.90	64,800円
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方(第4段階に該当しない方)	×1.00	72,000円 【6,000円】
第6段階	本人が町民税課税の方(前年の合計所得金額が120万円未満の方)	×1.20	86,400円
第7段階	本人が町民税課税の方(前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方)	×1.30	93,600円
第8段階	本人が町民税課税の方(前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方)	×1.50	108,000円
第9段階	本人が町民税課税の方(前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方)	×1.70	122,400円
第10段階	本人が町民税課税の方(前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方)	×1.90	136,800円
第11段階	本人が町民税課税の方(前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方)	×2.10	151,200円
第12段階	本人が町民税課税の方(前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方)	×2.30	165,600円
第13段階	本人が町民税課税の方(前年の合計所得金額が720万円以上の方)	×2.40	172,800円

※()内は、公費による低所得者保険料軽減が図られた場合の負担割合及び年額

発行 塩谷町 企画・編集 塩谷町 福祉課

〒329-2292 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 955 番地 3 TEL: 0287-47-5173